

8 福薬業発第 3 0 6 号
令和 8 年 1 0 月 1 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

令和 8 年度福岡県医療機関等物価高騰対策支援金
(特別高圧受電施設のみ対象) の申請について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県保健医療介護部より、電気を特別高圧で受電する医療機関等へ今年度の支援金について、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

標記支援金は、医療機関等のうち物価高騰による影響を診療価格等に転嫁できない保険医療機関等（病院、医科・歯科診療所、薬局、施術所）のうち、特別高圧で受電する施設を対象に、電気代の上昇に対する支援として給付することとされております。

なお、対象となる可能性のある施設に対しては、個別にご案内が送付されます。ご多忙とは存じますが、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

参考：福岡県ホームページ

○福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-bukkakoutou-shien.html>

申請期間：令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）

以 上

公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
公益社団法人福岡県鍼灸マッサージ師会長
公益社団法人福岡県柔道整復師会長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

(薬 務 課)

令和 8 年度福岡県医療機関等物価高騰対策支援金(特別高圧受電施設のみ対象)の
申請について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、酷暑に対応する国の措置を踏まえ、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、国の支援事業の対象となっていない電気を特別高圧で受電する医療機関等へ今年度の支援金を給付することとしました。

標記支援金は、医療機関等のうち物価高騰による影響を診療価格等に転嫁できない保険医療機関等（病院、医科・歯科診療所、薬局、施術所）のうち、特別高圧で受電する施設を対象に、電気代の上昇に対する支援として給付します。

つきましては、下記事務局で令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで申請を受付けますのでお知らせします。

申請方法等については、県ホームページに掲載しています。対象となる可能性のある施設に対しては、個別に御案内を送付いたします。

なお、本支援金の申請書には申請者の署名又は押印が必要ですので、郵送のみの受付とさせていただきます。

また、対象とならない施設は、申請書の提出は不要であることを申し添えます。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-bukkakoutou-shien.html>

【問合せ・提出先（事務局）】

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7-2F

TEL 092-643-3274 FAX 092-643-3277

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

2 支援金については、予算の範囲内において支給するものとする。

(給付の目的)

第2条 この支援金は、酷暑に対応する国の措置を踏まえ、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、特別高圧で受電する医療機関等に対し、光熱費の負担軽減を図るため、電気代の一部の助成を行い、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設を開設又は管理する者とする。ただし、令和8年10月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象としない。

- 一 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方）で、電気を特別高圧で受電している施設
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設で、電気を特別高圧で受電している施設
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（出張專業を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）で、電気を特別高圧で受電している施設

(同意事項)

第4条 支援金は、次の各号のいずれにも同意し、申請書に添えて同意した旨を記載した書類を提出したものでなければ支給しない。

- 一 給付対象者の要件を満たしていること
- 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- 三 支援金を重複して申請しないこと
- 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将

来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと

五 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること

六 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で福岡県と共有することに同意すること

(給付額の算定方法)

第5条 この支援金の額は、別表1の第1欄に定める事業者の区分に応じて第2欄に定める額を給付する。

(申請期間)

第6条 支援金の申請期間は、令和8年10月19日から令和9年1月29日までとする。

(申請手続)

第7条 支援金の給付を受けようとする者は、給付の対象となる施設ごとに別表2に定める書類を添えて申請書(様式1)により書面で申請しなければならない。

(給付決定の通知)

第8条 前条の規定による支援金の申請があったときは、福岡県はその内容について審査し、適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

(給付決定の取消)

第9条 福岡県は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、当該支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 福岡県は、前条の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該支援金の給付を行っているときは、当該支援金を返還させることができる。

2 福岡県は、前項に基づき支援金を返還させるときは、次の各号を当該支援金の申請者に通知する。

- 一 返還すべき支援金の額
- 二 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第 1 1 条 福岡県が、第 8 条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福岡県又は事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 2 6 日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和 5 年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 2 0 日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 8 日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 9 日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 2 8 日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表 1（第 5 条関係）

1 区分	2 給付額
病院 医科・歯科診療所 薬局 施術所	第 3 条各号に示す対象施設の 令和 8 年 7 月分～9 月分の電力使用量 に応じた次の額の合計 1 kwh×補助単価（※）

※ 補助単価は、以下のとおりとする。

- ・ 令和 8 年 7 月分及び 9 月分 1. 8 円／kwh
- ・ 令和 8 年 8 月分 2. 3 円／kwh

別表 2（第 7 条第 1 項関係）

全ての申請者	振込先の通帳の写し（預金名義等が確認できるページ）
	7 月分から 9 月分の特別高圧電力使用量がわかる資料（電力会社が発行した使用量の明細の写しなど）
受領委任払いの登録記号番号を有していない施術所	医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写し